

県内の耐震関連補助制度一覧

3 その他

(1) 民間のブロック塀等の安全対策に係る補助制度一覧

県内には次のような補助制度があります。

詳細については各市町村の担当窓口にお問い合わせください。

○：補助対象

○：補助対象

令和7年4月現在

No	市町村名	制度の内容					備考	窓口		
		除却	上限額	補助率等	除却後の 新設	上限額		補助率等	担当部署	電話
1	千葉市	○	18万円※	①除却費用の3/4 ②除却1mあたり1.2万円 上記①、②のうち少ない額	○ (フェンス、生垣)	左記に加えて 15万円	①新設費用の1/2 ②新設1mあたり1.1万円 上記①、②のうち少ない額	※重点地区の場合。詳細は市にご確認ください。	千葉市 住宅供給公社	043-301-6342
2	銚子市	○	10万円	除却費用の1/2					都市整備課	0479-21-3511
3	市川市	○	①全部除却 30万円※ ②全部除却 20万円 ③一部除却 10万円	①除却費用の2/3、除却1mあたり1.5万円※ ②除却費用の2/3、除却1mあたり1万円 ③除却費用の2/3、除却1mあたり5千円				※市が定める避難路沿いの場合。詳細は市にご確認ください。	建築指導課	047-712-6337
4	船橋市	○	①全部撤去 30万円 ②全部撤去 20万円 ③一部撤去 10万円	①撤去費用の2/3、撤去1mあたり1.5万円 ②撤去費用の2/3、撤去1mあたり1万円 ③撤去費用の2/3、撤去1mあたり5千円				①通学路、緊急輸送道路 ②その他の道路 ③すべての道路	建築指導課	047-436-2674
5	木更津市	○	10万円 ※20m以上の場合 15万円	①除却費用2/3 ②除却1mあたり1.5万円 上記①、②のうち少ない額	○	20万円 ※20m以上の 場合 30万円	①除却+新設費用の2/3 ②除却+新設1mあたり1.5万円 上記①、②のうち少ない額		建築指導課	0438-23-8596
6	松戸市	○	20万円	①除却費用10/10 ②除却1mあたり1.5万円 上記①、②のうち少ない額					建築指導課	047-366-7368
7	野田市	○	10万円	①除却費用10/10 ②除却1mあたり1万円 上記①、②のうち少ない額					都市計画課 建築指導担当	04-7199-7603
8	茂原市	○	8万円※	①除却費用10/10 ②除却1mあたり1万円 上記①、②のうち少ない額	○	左記に加えて 4万円	新設費用の1/10	※市指定の緊急輸送道路沿い等の 場合。詳細は市にご確認ください。	建築課	0475-20-1588
9	成田市	○	10万円	除却費用の1/2					建築住宅課	0476-20-1564
10	佐倉市	○	25万円	①除却費用1/2 ②除却1mあたり1万円 上記①、②のうち少ない額	○	25万円	生垣：除却+新設費用（市算定）の1/2 フェンス等：①除却+新設費用の1/2 ②除却1mあたり1万円+新設1mあたり 1.5万円 上記①、②のうち少ない額		建築指導課	043-484-6169
11	旭市	○	10万円	①除却費用1/2 ②除却1mあたり5千円 上記①、②のうち少ない額					都市整備課	0479-62-5895
12	習志野市	○	10万円	①除却費用の1/2 ②除却1mあたり1万円 上記①、②のうち少ない額					建築指導課	047-453-9231
13	柏市	○	①10万円 ②20万円※	①除却費用の10/10 ②除却1mあたり1万円 上記①、②のうち少ない額				※通学路に面する場合	建築指導課	04-7167-1145
14	勝浦市	○	30万円	①除却費用1/2 ②除却1mあたり1万円 上記①、②のうち少ない額	○	30万円	①除却+新設費用の1/2 ②除却1mあたり1万円+新設1mあたり7 千円 上記①、②のうち少ない額		都市建設課	0470-73-6627
15	市原市	○	30万円	①除却費用10/10 ②除却1mあたり1.2万円 上記①、②のうち少ない額	○ (フェンス)	左記に加えて 15万円	①新設費用の10/10 ②1mあたり1.09万円 上記①、②のうち少ない額		建築指導課	0436-23-9091
16	流山市	○	30万円	①除却費用8/10 ②除却1mあたり3.5万円 上記①、②のうち少ない額	○ (フェンス)	30万円	①除却+新設費用の8/10 ②除却+新設1mあたり3.5万円 上記①、②のうち少ない額		建築住宅課	04-7150-6088
17	八千代市	○	10万円	①除却費用の2/3 ②撤去面積に0.6万円/m2を乗じて得た額 上記①、②のうち少ない額					建築指導課	047-421-6774
18	我孫子市	○	10万円※	除却費用の5%	○	10万円	除却+新設費用の5%	市が定める避難路沿いの場合 改修についても補助を行っています。 補助率、限度額は、世帯状況等に よります。 詳細は市にご確認ください。	建築住宅課	04-7185-1111 (内線601)
19	鴨川市	○	10万円※	①除却費用10/10 ②除却1mあたり1万円 上記①、②のうち少ない額				※敷地が面する路線数による。詳細 は市にご確認ください。	都市建設課	04-7093-7835
20	鎌ヶ谷市	○	20万円	除却費用の1/2	○	20万円	除却+新設費用の1/2		建築住宅課	047-445-1466
21	君津市	○	10万円	①除却費用の1/2 ②除却1mあたり1万円 上記①、②のうち少ない額					建築課	0439-56-1142
22	富津市	○	10万円	①除却費用の1/2 ②除却1mあたり1万円 上記①、②のうち少ない額					都市政策課	0439-80-1306
23	四街道市	○	10万円	除却費用の1/2	○ (フェンス)	10万円	除却+新設費用の1/2		建築課	043-421-6144
24	八街市	○	10万円	除却費用の2/3					都市計画課	043-443-1430
25	印西市	○	10万円	除却費用の1/2					建築指導課	0476-33-4657
26	白井市	○	10万円	①除却費用1/2 ②除却1mあたり2万円 上記①、②のうち少ない額					建築宅地課	047-492-1111
27	富里市	○	10万円	①除却費用1/2 ②除却1mあたり8千円 上記①、②のうち少ない額					都市計画課	0476-93-5148
28	南房総市	○	10万円	①除却費用 ②除却1mあたり1万円 上記①、②のうち少ない額の1/2					建設課	0470-33-1101
29	匝瑳市	○	10万円	①除却費用1/2 ②除却1mあたり5千円 上記①、②のうち少ない額					都市整備課	0479-73-0091
30	香取市	○	右記の金額	①除却費用2/3 ②除却1mあたり4千円 上記①、②のうち少ない額					都市整備課	0478-50-1214

No	市町村名	制度の内容						備考	窓口	
		除却	補助率等		除却後の 新設	補助率等			担当部署	電話
			上限額			上限額				
31	山武市	○	10万円	①除却費用10/10 ②除却1mあたり1万円 上記①、②のうち少ない額					都市整備課	0475-80-1191
32	いすみ市	○	75万円	①除却費用3/4 ②除却1mあたり1.2万円 上記①、②のうち少ない額				改修事業はあるが、費用は撤去費用のみが補助される。	都市整備課	0470-62-1204
33	酒々井町	○	10万円	①除却費用10/10 ②除却1mあたり1万円 上記①、②のうち少ない額					まちづくり課	043-496-1171 (内線156)
34	栄町	○	10万円	①除却費用10/10 ②除却1mあたり1万円 上記①、②のうち少ない額					都市建設課	0476-33-7719
35	神崎町	○	10万円	除却費用の1/3					まちづくり課	0478-72-2114
36	多古町	○	10万円	①除却費用1/3 ②除却1mあたり8千円 上記①、②のうち少ない額					空港まちづくり課	0479-76-5408
37	東庄町	○	10万円	除却費用の1/2					まちづくり課	0478-86-6074
38	芝山町	○	10万円	①除却費用1/2 ②除却1mあたり1万円 上記①、②のうち少ない額	○	左記に加えて 15万円	①新設費用の1/2 ②新設1mあたり1万円 上記①、②のうち少ない額		企画空港政策課	0479-77-3909
39	横芝光町				○	20万円	新設費用の20%	改修についても補助を行っています。	都市建設課	0479-84-1217
40	一宮町	○	8万円	①除却費用10/10 ②除却1mあたり8万円 上記①、②のうち少ない額	○ (フェンス、生垣)	左記に加えて 8万円	①新設費用の10/10 ②新設1mあたり8万円 上記①、②のうち少ない額	改修についても補助を行っています。	都市環境課	0475-42-1430
41	睦沢町	○	20万円	除却費用の1/3					建設課	0475-44-2522
42	白子町	○	10万円	除却費用※の1/10	○	10万円	除却+新設費用※の1/10	※税抜10万円以上の工事が対象。 詳細は町にご確認ください。 改修についても補助を行っています。	建設課	0475-33-2116
43	長柄町				○	20万円	新設費用の10%	改修についても補助を行っています。	企画財政課	0475-35-2110
44	長南町				○	20万円	新設費用の10%	改修についても補助を行っています。	建設課	0475-46-3394
45	御宿町	○	8万円	①除却費用1/2 ②除却1mあたり1万円 上記①、②のうち少ない額					建設環境課	0470-68-6693